

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：健康手帳の交付                  対象者：1.70 歳以上で医療対象者                  2.40～69 歳の希望者                  内 容：胃がん検診時などに交付する。                  70 歳以上は、老人医療証の交付と合わせて全員に交付また障害認定などを受けているものについては、65 歳以上から交付する。</p> <p>名 称：健康相談                  対象者：40 歳以上の市民                  内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康についての各種相談を各保健センター（相談日は各保健センターによって異なる）及び地域会館等で行う。                  (1) 医師、保健師等による一般相談                  (2) 栄養士による食生活相談                  (3) 成人を対象とした歯科相談等                  (4) すこやか相談 等</p> <p>名 称：生活習慣改善指導事業                  対象者：すこやか健診の受診結果で高脂血症、糖尿病、高血圧、肝機能障害等について生活習慣の改善が必要と認められた方及びそれに準ずる方                  内 容：具体的な行動変容を支援する指導を行う。                  (1) 医師による指導箋の作成                  (2) 保健師、栄養士等による保健指導                  (3) 運動指導員による運動指導                  (4) 調理実習 血液検査などを実施</p>		<p>名 称：健康手帳の交付                  対象者：1.住民基本健康診査やがん検診を受診している人                  2.70 歳以上の人                  内 容：住民基本健康診査や各がん検診を初めて受診したときに、交付する。                  70 歳以上の人には老人医療証の交付と合わせて、全員に交付する。</p> <p>名 称：健康相談                  対象者：町民                  内 容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康についての各種相談                  (1) 一般健康相談 (2) 重点健康相談                  (3) 老人会等健康相談 (4) 介護家族健康相談等</p>		<p>堺市の例に合わせる。対象年齢の調整を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：大腸がん検診                  対象者：40 歳以上の市民                  内 容： (1)問診                            (2)免疫学的便潜血検査(2日法)                  利用者負担金：300 円                  (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：機能訓練教室 (B 型)                  対象者：(1) 疾病、外傷等の原因による身体又は、精神機能の障害や低下に対する訓練が必要な方                            (2) 老化等により心身機能が低下している方                  内 容：医師の指導のもと、理学療法士、作業療法士、保健師及び看護師等が訓練に当たり、閉じこもりを防止し、社会参加を促すことにより、日常生活の自立を支援することを目的に以下の内容で事業を実施。                  (1) 転倒予防、体力増進等を目的とする体操                  (2) レクリエーション及び軽度の運動                  (3) 絵画、工芸等の創作を主体とした活動                  (4) 交流会、懇談会及び地域での諸行事への参加等を主体とした活動等</p>	<p>名 称：大腸がん検診                  対象者：35 歳以上住民                  内 容： (1)問診                            (2)免疫学的便潜血検査(2日法)                  利用者負担金：無料</p> <p>名 称：機能訓練教室 (B 型)                  対象者：(1) 虚弱老人、高齢障害者等                  内 容：                  高齢者向けの体力測定を取り入れ、体力維持に向けての効果を期待し実施。                  介護予防 (高齢者在宅生活総合支援) 事業として次のような教室実施。                  ・転倒骨折予防教室                  ・アクティティ・痴呆介護予防教室</p>		<p>堺市の例に合わせる。対象年齢の調整を図る。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：失語症リハビリテーション事業</p> <p>対象者：(1) 言語障害を持っている方で、言語機能回復のために必要な言語訓練が受けられていない方</p> <p>(2) 言語障害にかかる治療終了後、なお、当該障害にかかるリハビリテーションを行う必要があると思われる方</p> <p>内 容：言語障害の回復、維持を図り、社会参加に対する意欲や手段の獲得を得るために以下の内容で実施</p> <p>(1) 家庭への訪問による個別指導</p> <p>(2) 保健センターで行う集団指導 (教室)</p> <p>・フリートーキング、ゲームを利用した訓練、新聞や雑誌等を用いた訓練等</p>		堺市の例に合わせる	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：骨粗しょう症予防検診事業            対象者：18 歳以上の市民            内 容：各保健センターで実施（相談日は各保健センターによって異なる。予約制）            （1）問診 （2）骨密度測定（DXA 法）            （3）骨粗しょう症に関する健康教育            （4）骨粗しょう症に関する保健指導、栄養指導            利用者負担金：1,120 円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）</p> <p>名 称：痴呆性高齢者等支援事業            対象者：痴呆高齢者及びその介護者            内 容：適切なサービスの検討や精神的な負担軽減を図るため、各保健センターで専門的なスタッフを交えて、交流会を開催する。また、痴呆予防及び痴呆に関する正しい理解を促進するため、講演会を開催する。</p>	<p>名 称：骨粗しょう症検診            対象者：4 月 1 日現在満 40・50・60 歳の町女性住民で総合健康診査受診者            内 容：（1）問診（2）医師の診察            （3）骨塩定量検査（X 線・DXA 法）            利用者負担金：総合健康診査の女性負担金            1,500 円に含む</p>	<p>堺市の例に合わせる</p> <p>堺市の例に合わせる。事業実施時期を調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：健康づくりリーダー育成 (健康さかい21)</p> <p>対象者：市民</p> <p>内 容：健康づくりリーダー育成事業の講習会を実施。リーダーの役割として、地域に健康づくりの仲間の輪を広げるための自主グループの立ち上げ支援等を行う。</p>		堺市の例に合わせる	
<p>名 称：潜在保健専門職の人材育成 (健康さかい21)</p> <p>対象者：堺市在住の在宅栄養士、歯科衛生士</p> <p>内 容：在宅の栄養士、歯科衛生士を対象に1回ずつの研修会を実施する。研修会修了者に対して、ボランティアとして、地域での健康づくりグループの支援や保育所、幼稚園等への保健指導の実施さらに将来的には、学校、企業等での活動の場を支援していく。</p>		堺市の例に合わせる。	
<p>名 称：「健康さかい21」啓発事業</p> <p>対象者：市民</p> <p>内 容：市民や関係団体、関係部局とともに健康づくり等を開催する。 健康フェアの開催とウォーキングの開催 ウォーキングマップの作成</p>		堺市の例に合わせる	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

No 56274

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：地域リハビリテーション推進事業 (中核センター)                  対象者：障害者 (児) や高齢者等                  内 容：大阪府が2次医療圏ごとに地域リハビリテーション中核センターを指定する。本市は、その中核センターと共同で、研修会などを実施している。</p>	<p>名 称：地域リハビリテーション推進事業                  対象者：障害者や高齢者                  (機能訓練参加者, 卒業者と家族)                  内 容：南河内圏域地域リハビリテーション連絡協議会を設置 (藤井寺保健所事務局) し、圏域内での地域リハシステムの構築をめざして各市町村が協力体制で参加している。研修参加、協議会参加、学習会への参加している。</p> <p>名 称：機能訓練事業 (A型)                  対象者：40歳以上の者で心身の機能が低下している者。                  医療終了後も継続して機能訓練が必要な者。                  (原則介護保険対象者以外)                  内 容：必要者には送迎を行い、健康推進センターにて実施。リハビリテーション医の診察により、訓練の適否と訓練内容の決定を行う。訓練内容は、週1回、6ヶ月を1クールとし実施。理学療法士による個別訓練を中心とし、集団での体操やレクリエーションなども行っている。</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>5年をめどに、新市において見直す。</p>	
<p>名 称：成人歯科相談                  対象者：40歳以上の市民                  内 容：歯科医師、歯科衛生士による硬組織のチェック、歯周病検査、歯の汚れ度チェック、歯垢染色と歯みがき指導</p>	<p>名 称：成人歯科相談                  対象者：全住民                  内 容：歯科衛生士による歯科相談歯みがき指導</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：歯みがき教室            対象者：40歳以上の市民            内 容：歯科医師、歯科衛生士による硬組織のチェック、            歯周病検査、歯の汚れ度チェック、歯垢染色と            歯みがき指導</p> <p>名 称：高齢者いい歯自慢コンテスト            対象者：市内居住の80歳以上の高齢者            内 容：参加者を募集し、歯の本数や虫歯の状態などを            勘案し、優秀と認められた者に対して表彰する。</p>	<p>名 称：歯みがき教室 (デンタルヘルス教室)            対象者：住民基本健康診査の問診票で自覚症状のある            人と総合健康診査で歯科医師より指導があった            人            内 容：歯科医師による歯周病について講義、個別相            談。            歯科衛生士による歯みがき指導、潜血テストの            実施。</p>		<p>堺市の例に合わせる。スタッフ数、帳票、            名称について調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：健康教育 対象者：40歳以上の市民（状況により本人が受けることができない場合はその家族等） 内容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康について集団健康教育を開催。 ・医師、保健師、栄養士等による一般健康教育 ・すこやかセミナー（疾病別教室） ・骨粗しょう症予防検診健康教育 ・くらしの健康講座（毎年1度2月～3月に市内でテーマを1つ決め、そのテーマに沿って実施） ・家庭介護教室、老人介護セミナー（年1回） 男性のための介護教室（年1回）</p> <p>名称：すこやか健診 対象者：40歳以上の市民 内容：(1)問診 (2)診察 (3)身体測定 (4)血圧測定 (5)尿検査（蛋白・糖・潜血・ウビリゲン） (6)血液検査（16項目） 医師の指示が必要な方には、心電図及び眼底検査 利用者負担金 500円 （65歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料）</p> <p>名称：胃がん検診 対象者：40歳以上の市民 内容：(1)問診 (2)胃部X線間接撮影 利用者負担金 500円 （65歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料）</p>	<p>名称：健康教育 対象者：住民基本健康診査受診者・総合健康診査受診者（病態別教室のみまたはその家族）及び健診結果から要指導の必要な人（結果説明会）住民基本健康診査受診者 総合健康診査受診者 内容：健康に関する正しい知識の啓発及び健康についての各種相談及び個別健康教育等を開催。</p> <p>名称：住民基本健康診査（個別・集団） 対象者：集団健診は15歳以上の町民 個別健診は40歳以上の町民 内容：(1)問診 (2)理学的検査 (3)身体計測 (4)血圧測定 (5)尿検査（糖・蛋白・潜血等）(6)血液検査(14項目) 医師の指示で、心電図 眼底検査 HbA1c 胸部X線直接撮影（個別） 個別は尿沈渣(選択) 利用者負担金 無料</p> <p>名称：胃がん検診 対象者：35歳以上町民 内容：(1)問診 (2)胃部X線間接撮影（7枚撮り） 利用者負担金 無料</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>	



堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		

現 況		調整の具体的内容
堺 市	美 原 町	
<p>名 称：子宮がん検診 対象者：30 歳以上の市民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視診 (3)子宮頸部の細胞診 (4)内診 (5)子宮体部細胞診 (問診などの項目により、必要な方のみ実施) 利用者負担金 500 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：肺がん検診 対象者：40 歳以上の市民 内 容：(1)問診 胸部 X 線直接撮影 血圧測定など (2)喀痰細胞診：喫煙指数 400 以上及び 6 月以内に血痰を認めたもの 利用者負担金：500 円 (喀痰検査のみ) (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：乳がん検診 対象者：30 歳以上の市民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視触診 利用者負担金：400 円 (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p>	<p>名 称：子宮がん検診 対象者：集団検診 30 歳以上の町民 (女性) 夜間検診：30 歳以上の町民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)子宮頸部の細胞診 (3)内診 (4)子宮体部細胞診 (不正出血があった者など必要な方のみ実施) 利用者負担金：無料</p> <p>名 称：肺がん検診 対象者：35 歳以上町住民 内 容：(1)問診、胸部 X 線間接撮影 (2)喀痰細胞診...喫煙指数 400 以上及び 6 月以内に血痰を認めたもの 利用者負担金：無料</p> <p>名 称：乳がん検診 対象者：集団検診 30 歳以上の町民 (女性) 夜間検診：30 歳以上の町民 (女性) 内 容：(1)問診 (2)視触診 (3)マンモグラフィー検査 (4月1日現在偶数年齢の人) 利用者負担金：無料</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

No

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。			
現 況				
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：肝炎ウイルス検診                  対象者：(1)受診時において満 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の者。                  (節目検診対象者)                  (2)上記以外のハイリスクと思われる方                  内 容：(1)問診 (2)H C V 肝炎ウイルス検査                  (3)H B S 抗原検査                  利用者負担金：500 円                  (65 歳以上、市民税非課税・生活保護世帯は無料)</p> <p>名 称：訪問指導                  対象者：40 歳以上の市民のうち下記に該当する方                  (1)健康診査等で指導が必要と判定された人                  (2)介護保険の認定で自立と判定された人                  (3)独居高齢者、閉じこもり予防のための指導が必要な人                  (4)家族介護を担う人                  (5)療養上の保健指導が必要な人及びその家族等                  内 容：                  (1)家庭における療養方法等                  (2)生活習慣病の予防                  (3)介護を要する状態になることの予防                  (4)家族介護を担う者の健康管理                  (5)諸制度の活用方法等                  (6)その他対象者の健康管理等</p>		<p>名 称：肝炎ウイルス検診                  対象者：(1)住民基本健康診査の対象者のうち 4 月 1 日現在、40・45・50・55・60・65・70 歳の者                  (2)上記以外のハイリスクと思われる方                  内 容：(1)問診 (2)H C V 肝炎ウイルス検査                  (3)H B S 抗原検査                  利用者負担金：無料</p> <p>名 称：訪問指導                  対象者：                  (1)健康診査の要指導者                  (2)介護予防の観点から支援が必要な人                  (3)介護に携わる家族                  (4)要介護認定者のうち痴呆等で家族指導の必要な人等                  内 容：                  (1)家庭における療養方法等                  (2)生活習慣病の予防                  (3)介護を要する状態になることの予防                  (4)家族介護を担う者の健康管理                  (5)諸制度の活用方法等                  (6)その他対象者の健康管理等</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

No

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (老人保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名 称：成人歯科検診                  対象者：市内に居住の40歳、50歳の成人                  内 容：(1)問診 (2)口腔内診査 (3)保健指導                  利用者負担金：500円                  (生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)</p> <p>名 称：高齢者口腔訪問指導                  対象者：40歳以上で寝たきり又は、これに準ずる人。                  内 容：在宅の寝たきり老人等に対して、歯科疾患・                  う触の予防や口腔清掃、義歯の使用方法等の保                  健指導を実施。</p>	<p>名 称：総合健康診査                  対象者：4月1日現在満40・50・60歳の町民                  内 容：住民基本健康診査・胃・大腸・肺・乳・子                  宮がん検診 成人歯科健康診査 骨粗しょう症                  検診を実施。(乳がん・子宮がん・骨粗しょう症                  検診は女性のみ)</p> <p>名 称：成人歯科健康診査                  対象者：満40・50・60歳の町民で                  総合健康診査受診者                  満45・55歳の町民                  内 容：(1)問診 (2)未処置歯の有無の確認                  (3)唾液潜血反応検査 (4)歯周疾患検査                  (5)口腔衛生検査 (6)保健指導</p> <p>名 称：寝たきり老人等訪問歯科事業                  対象者：40歳以上で寝たきり又は、これに準ずる人。                  内 容：在宅の寝たきり老人等に対して、歯科疾患・                  う触の予防や口腔清掃、義歯の使用方法等の保                  健指導を実施。歯科医師、歯科衛生士、保健師                  による検討会を実施。                  (1) 歯科保健事業 (2) 歯科疾患の予防                  (3) 往診の必要性の把握</p>	<p>当面は美原町の制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：国民栄養調査                  対象者：厚生労働省が無作為に調査地区を定め、堺市保健所長が指定した世帯                  内 容： 栄養摂取状況調査（世帯状況及び1日分の食事状況、食物摂取状況、歩数の調査）                  食生活状況調査（食生活に関する状況調査）                  身体状況調査（計測、血圧、血液検査、喫煙・飲酒・運動習慣の把握）</p> <p>名 称：集団給食施設指導                  対象者：特定給食施設（278施設）及びそれに準じる施設（101施設）                  内 容：1．個別巡回指導                  2．集団指導                  集団給食講演会                      調理師研修会                  集団給食研究会の援助              喫食者指導</p>			
堺市の例に合わせる。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：外食栄養成分表示店指定事業                  対象者：飲食店、弁当販売店                  内 容：飲食店等の主要メニュー5種類程度の栄養成分一覧表を掲示した店舗を指定し、その指定のプレートを交付する。                  大阪府・大阪市・東大阪市や飲食関連団体とともに「大阪ヘルシー外食推進協議会」を組織し、ヘルシーメニューコンテスト・ヘルシー外食フォーラム、「うちのお店も健康づくり応援団」協力店の研修会などの事業を実施し、栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等の啓発を行っている。</p> <p>名 称：栄養表示基準制度等関係業務                  対象者：食品製造業者等                  内 容：下記の各制度につき、許可申請の相談や基準に従って必要な表示を行うよう指導する。                  栄養表示基準：販売に供する食品につき、栄養成分表示をしようとする者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。                  特別用途食品                  (病者用食品等、特定保健用食品)                  販売に供する食品につき、特別用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可が必要。                  保健機能食品                  (特定保健用食品、栄養機能食品)</p>			堺市の例に合わせる。

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称：栄養調理講習会 対象者：一般市民 内 容：広報募集もしくは、自治会等の非営利団体からの要望により、食生活を中心とした生活習慣病の予防や健康づくりなどについて調理実習を中心に啓発を行う。</p> <p>名 称：健康づくり教室 対象者：一般市民 内 容：食生活の指導を中心に正しい運動の方法、休養のあり方などを具体的に指導し、健康増進をめざすとともに、市民の健康づくりリーダーの育成を図る。教室修了者には「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」への入会をすすめ、地域の健康づくりのリーダーとしての活躍を期待する。</p> <p>名 称：堺市健康づくり食生活改善推進事業 対象者：一般市民 内 容：堺市健康づくり食生活改善推進協議会」の協力を得て、地域の食生活改善を中心とした健康づくりを推進している。</p>		<p>名 称：食生活改善推進員養成事業 対象者：町女性住民 内 容：不適切な食生活や運動不足による生活習慣病の発生を予防するために、食生活改善推進員を養成・育成し、地域活動を通じて栄養改善推進事業をすすめ、地域住民の健康づくりを推進するための教室を開催。</p> <p>名 称：食生活改善推進員育成事業 対象者：町住民 内 容：不適切な食生活や運動不足による生活習慣病の発生を予防するために、食生活改善推進員を養成育成し、地域活動を通じて栄養改善推進事業をすすめ、地域住民の健康づくりを推進する。</p>	
堺市の例に合わせる。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (栄養改善事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
名 称：親と子の食生活共同体験事業 対象者：小学生とその保護者 内 容：栄養に関する講義やこどもに理解しやすい栄養に関するゲーム、調理実習、親子での室内運動を行っている。		名 称：親と子の食生活共同体験事業 対象者：小学校の子どもとその親 内 容：食生活改善推進協議会の自主活動として実施しており、栄養や食生活に関する講義や調理実習を行っている。		堺市の例に合わせる。

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>精神保健事業に関すること                  名称：精神保健福祉相談事業                  対象者：精神障害者及びその家族等                  内容：各保健センターにおいて、精神保健福祉相談員・保健師・嘱託医等が精神保健福祉相談に応じるとも家庭等への訪問を行う。</p> <p>名称：精神障害者共同作業運営補助事業                  対象者：市内精神障害者共同作業所運営者                  内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準に市独自の加算をしている。                  平成 15 年度                  15 か所（うち小規模通所授産施設 3 か所）</p> <p>名称：精神保健啓発普及事業                  対象者：市民等                  内容：精神保健福祉ボランティア講座 精神障害者地域交流運動会 精神保健福祉セミナー</p>	<p>精神保健事業に関すること                  名称：精神障害者保健福祉手帳所持者からの社会復帰・福祉サービス利用相談                  対象者：精神障害者保健福祉手帳所持者                  内容：精神障害者保健福祉手帳所持者からの社会復帰相談及び日常生活相談については対応している。</p> <p>名称：精神障害者共同作業運営補助事業                  対象者：町内精神障害者共同作業所                  内容：精神障害者にとって地域活動の拠点となる精神障害者共同作業所に対して運営費を補助する。運営費は府基準のみ。                  平成 15 年度 小規模通所授産施設 1 か所</p>	堺市の例に合わせる。	



堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：精神保健社会復帰事業                  対象者：在宅の精神障害者                  内容：各保健センターで、精神保健福祉相談員・保健師・嘱託医等が在宅の精神障害者を対象にグループワーク（集団援助活動）を行う。</p> <p>名称：精神障害者保健福祉手帳診断書料扶助事業                  対象者：本市の市民で、生活保護受給者を除く精神障害者のうち、手帳の交付申請に医師の診断書の添付を要する者                  内容：精神障害者保健福祉手帳の交付申請に添付する診断書料を作成する費用を公費負担する。</p> <p>名称：精神障害者社会参加促進事業                  対象者：精神障害者及びその家族、関係者                  内容：精神障害者及びその家族・関係者等を対象にした各種研修会の実施や精神保健福祉に関する情報提供。関係機関連絡調整会議の開催。</p>		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：精神障害者居宅介護等事業                  対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある精神障害者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者であること。                  内容：精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者の居宅において、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護を行う。</p> <p>名称：精神障害者グループホーム事業                  対象者：本市の区域内に住所を有し、日常生活上の援助を受けずに生活することが不可能、又は困難な精神障害者であって一定程度の自活能力があり数人で共同の生活を送ることに支障が無く、日常生活を維持するに足る収入があるもの。                  内容：地域において精神障害者グループホームでの生活を営む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行い、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>名称：精神障害者短期入所事業                  対象者：本市の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている精神障害者                  内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に 7 日を限度として短期入所を利用する。</p>		<p>名称：精神障害者居宅介護等事業                  対象者：本町の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある精神障害者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者であること。                  内容：精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者の居宅において、ホームヘルパーを派遣し、家事援助や身体介護を行う。</p> <p>名称：精神障害者短期入所事業                  対象者：本町の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている精神障害者                  内容：精神障害者の介護を行う者が居宅において介護を行うことが一時的に困難となった場合に 7 日を限度として短期入所を利用する。</p>	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（精神保健福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：成年後見市長申立事業          対象者：精神障害者          内容：一定の資産を有しているが、身寄りが無く、意思能力にハンディキャップがある精神障害者が、重要な法律行為をなす必要が生じた際に、本人に代わって市長が成年後見に係る審判の申立を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法第 21 条（市長同意）業務          対象者：居住者又は居住地が明らかでない精神障害者          内容：精神障害者の保護者がいないとき又は保護者がその義務を行うことができないときに市長が代わって保護者となり、医療保護入院の同意を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法に基づく経由事務          対象者：本市に居住する精神障害者、本市管内の精神病院          内容：精神障害者保健福祉手帳、通院公費負担の申請受理・経由。精神病院からの医療保護入院の入退院届や定期病状報告等の受理・経由。診察及び保護の申請及び警察官の通報の受理・経由。</p> <p>名称：社会生活適応訓練事業          対象者：在宅の精神障害者          内容：精神障害者に理解のある事業所に大阪府が通所訓練を委託し、保健センター職員が事業調整を行う。</p>		<p>名称：精神保健福祉法第 21 条業務          対象者：居住者又は居住地が明らかでない精神障害者          内容：精神障害者の保護者がいないとき又は保護者がその義務を行うことができないときに町長が代わって保護者となり、医療保護入院の同意を行う。</p> <p>名称：精神保健福祉法に基づく経由事務          対象者：本町に居住する精神障害者          内容：精神障害者保健福祉手帳、通院公費負担の申請受理・経由。</p>	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		堺市の例に合わせる。
<p>難病対策事業に関すること                  名称：難病患者支援事業                  対象者：難病患者とその家族                  内容：専門医等による講演会や相談会を開催し、治療や療養生活に関する正しい情報を提供する。</p> <p>名称：難病患者等ホームヘルパー派遣事業                  対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣する。</p> <p>名称：難病患者等日常生活用具給付事業                  対象者：本市の区域内に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者で、家庭において介護を受けている者であって、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：難病患者等の居宅における療養生活を支援し、患者及び介護者の生活の質を向上させるため、日常生活用具を支給する。</p>	<p>名称：難病患者居宅援助事業                  対象者：本町に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者であって介護等のサービスを必要とするもの。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してホームヘルパーを派遣する。</p> <p>名称：難病患者等日常生活用具給付事業                  対象者：本町に居住し、日常生活を営むことに支障がある特定疾患対策研究事業の対象疾患者又は慢性リウマチ患者で、家庭において介護を受けている者であって、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：難病患者等の居宅における療養生活を支援し、患者及び介護者の生活の質を向上させるため、日常生活用具を支給する。</p>		

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：難病患者短期入所事業                  対象者：本市の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている者で特定疾患対策研究事業の対象疾患又は慢性リウマチに罹患している者。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：介護者が一時的に患者を介護できなくなった場合に、7日を限度として委託病院で短期入所の利用をする。</p> <p>名称：特定疾患等日常生活用具支援事業                  対象者：本市の区域内に居住する在宅患者で、大阪府特定疾患医療費援助事業実施要綱又は堺市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に定める給付対象者                  内容：日常生活に支障のある特定疾患及び小児慢性特定疾患に対し、酸素吸入器、吸引器及び携帯トイレの日常生活用具の給付を行う。</p> <p>名称：特定疾患医療費援助事業申請等経由事務                  対象者：市民                  内容：大阪府特定疾患医療費援助事業の本市市民の申請を受付し、大阪府に送付する。</p>	<p>名称：難病患者居宅援助事業                  対象者：本町の区域内に居住し、かつ、その家庭において介護を受けている者で特定疾患対策研究事業の対象疾患又は慢性リウマチに罹患している者。在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された者                  内容：介護者が一時的に患者を介護できなくなった場合に、7日を限度として委託病院で短期入所の利用をする。</p>	堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（その他）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：森永ヒ素ミルク中毒患者支援関係事業          対象者：市内在住の森永ヒ素ミルク中毒症認定被害者          内容：市実施の各種検診の情報提供。</p> <p>名称：骨髄バンク関係事業          対象者：市民          内容：財団法人骨髄移植推進財団及び関西骨髄バンク推進協会と連携し、骨髄バンク集団登録会を実施。啓発パンフ等の配布及びポスターの掲示に協力。</p> <p>名称：臓器移植関係事業          対象者：市民          内容：啓発ポスター、冊子等の配布への協力。</p>		<p>名称：骨髄バンク関係事業          対象者：町民          内容：啓発パンフ等の配布及びポスターの掲示に協力。</p> <p>名称：臓器移植関係事業          対象者：町民          内容：啓発ポスター、冊子等の配布への協力。</p>	
堺市の例に合わせる。			

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
調整の具体的内容			
母子保健事業 名称：乳幼児健康診査 対象者：4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児 内容：身体発育及び精神・運動機能の発達状態や生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、視聴覚検診その他育児に関する指導を行う。 ○精密健康診査 健康診査等の結果、疾病又は心身の成長に異常の疑いがあり、より一層精密に診断を行う必要がある認めたものに対し精密健康診査を行う。  名称：乳児一般健康診査 対象者：市民で 1 歳未満の乳児 内容：健診は、対象者 1 人につき 2 回とし、原則として生後 1～3 か月（前期）及び 7～10 か月（後期）の間に行う。  名称：妊婦教室 内容：保健師・栄養士・歯科衛生士が保健指導や出産・育児に関する情報提供を行う。 各保健センター実施。1 コース 4～12 回。	母子保健事業 名称：乳幼児健康診査 対象者：4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児 内容：身体発育及び育児、栄養、健康管理や歯科診察、視聴覚検診などの集団指導及び個別相談。 ○視力・聴覚精密健診 健康診査の、結果より一層精密に診断を行う必要がある認めたものに対し精密健康診査を行う。  名称：乳児一般前期・後期健康診査 対象者：町民で 1 歳未満の乳児 内容：健診は、対象者 1 人につき 2 回とし、原則として前期健診は生後 1～6 か月、後期健診は 9～11 か月の間に行う。  名称：妊婦教室 内容：産婦人科医師・歯科医師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が妊娠・出産・育児・歯科保健に関する知識の習得を目的とした情報提供を行う。 1 コース 4 回（3 コース実施）	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：乳幼児心理発達相談・2歳児相談 対象者：乳幼児及びその保護者 内容： ○心理発達相談 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査時に発達の遅れなどがあった場合に、心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行う。</p> <p>○2歳児相談 1歳6か月児健康診査時に、問いかけなどに対する理解や言語面で経過観察になった幼児を対象に、心理相談員が2歳時点の発達検査や行動観察を行い助言指導する。</p> <p>名称：特別クリニック（すくすく健診） 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容：各乳幼児健康診査や相談等で要経過観察となった乳幼児に対し、診察や一人ひとりの発達状況に応じて必要な保健指導を行う。また、必要に応じて精密健康診査を行う。</p>	<p>名称：乳幼児心理発達相談・2歳児相談 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容： ○心理発達相談 乳幼児健康診査時に発達の遅れなどがあった場合に、健康推進センターにおいて心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を継続して行う。</p> <p>名称：経過観察健診 対象者：乳幼児健診の結果、要経過観察と判断された児及び保護者 内容：一次健診の結果、要経過観察と判断された児に対して、必要な時期に適宜予約制のより経過観察健診を行う。</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>



## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：新生児等訪問指導  対象者：新生児・未熟児及びその保護者  内容：各保健センターに提出される出生連絡票に、訪問指導を希望すると明記のあった家庭を助産師（委託）や保健師が訪問し、相談指導を行う。同時に受胎調整指導を行う場合あり。  ○未熟児訪問指導 保健センターに提出される出生連絡票や医療機関からの連絡等により対象者を把握し、保健センター担当保健師が訪問指導を行う。</p> <p>名称：子育て教室（赤ちゃん広場）  対象者：市内在住の乳幼児及びその保護者  内容：乳幼児健康診査時診に、広く参加を呼びかけ、育児相談や保健指導を行う。また、参加者同士の情報交換、交流を行う。  保健センター主催の教室（保健センター及び地域会場）と各地域主催の教室（地域会場）がある。  赤ちゃん広場 1歳未満の乳児とその保護者</p>		<p>名称：新生児等訪問指導事業  対象者：新生児（生後 28 日未満）及びその保護者  内容：委託助産師が家庭訪問により適切な育児指導と疾病予防、早期発見のための指導を行う。産後の母子の心身の健康保持育児上の悩みなどの相談、育児不安解消、虐待防止指導</p> <p>名称：子育てひろば  対象者：町内在住の就学前児童とその保護者  内容：美原町立にし保育所内に併設されている地域子育て支援センターにおいて事業を実施する。  ぴよぴよ広場 4～12ヶ月児の親子  のびのび広場 1歳児の親子  わくわく広場 2歳児以上の親子</p>	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：乳幼児歯科疾患予防事業                  対象者：乳幼児                  内容：*カリオスタット検査 保健センター実施                  ・1歳6か月児健康診査でう蝕発症のハイリスク児をスクリーニングするために、カリオスタット検査を実施。ハイリスク児には、2歳で「子どもの歯相談室」受診勧奨                  *子どもの歯相談室 保健センター実施                  ・上記対象者のほか、歯科検診を希望する乳幼児にも実施                  ・希望者にフッ素塗布を実施</p> <p>名称：健やか親子さかい2 1 計画策定 (母子保健計画策定)                  内容：「健やか親子さかい2 1」(基本計画)は平成 15 年 1 月策定済。今後、行動計画的な位置づけとして母子保健計画を策定する。</p>	<p>名称：乳幼児歯科疾患予防事業、よいこの歯の教室 (パート・パート)                  対象者：2歳児・2歳8か月児                  内容：健康推進センター実施                  口腔内診査・カリオスタット検査・口腔保健指導                  1歳6か月児健診でう蝕発症のハイリスク児をスクリーニングするために、カリオスタット検査を実施。その後2歳、2歳8か月児でも検査をおこない予防に努める。</p> <p>名称：第二次母子保健計画                  内容：平成9年度母子保健事業移管時に現状レベルを維持する目的で策定した母子保健計画の見直しに併せて、国民運動計画である「健やか親子2 1」の趣旨を踏まえ、今後5年間の母子保健事業の推進を計る計画策定を行った。今後は、計画に基づき、地域関係機関や教育委員会等と連携を図りながら、目標達成に向けて現状事業を検討・見直しを図り実施していく。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>計画の見直し時に統合を図る。</p>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
		調整の具体的内容	
		<p>名称：親子相談  対象者：幼児教室参加者  内容：幼児教室（1歳6か月児等の母子健康診査で、経過観察が必要とされた幼児や育児不安をもつ母親を対象にした教室）に参加している親子を対象に親子の自立に向け発達教育相談を行なう。心理相談員が個別に発達状況を確認し、必要な指導を行なう。</p> <p>名称：乳児子育て支援訪問事業  対象者：子育て中である第1子またはハイリスク母子  内容：第二次母子保健計画の調査から4か月健診で関わるまでの1～3か月児の期間に育児が心配で手助けがほしいと思う母親が一番多いため重点的に家庭訪問による指導を行い、母子の保健と福祉の向上を図る。</p>	
		当面は美原町の制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：母子健康手帳交付事業 対象者：妊婦 内容：妊娠届出時に母子健康手帳交付とともに、必要に応じて保健師が面接し、制度説明や保健相談・指導等を行う（保健センター交付時）。また、母子保健事業等の広報を行う（保健センター・支所）</p> <p>名称：3歳児視力検診・聴覚検診 対象者：3歳児健診対象者 内容：視力検診（アンケート診査）及び聴覚2次検診の結果、診断確定のためにより一層精密な診断を行う必要があると認められた者に対し、精密健査受診票を交付し、専門の機関において健診を行う。</p>	<p>名称：母子健康手帳交付事業（妊婦相談指導含む） 対象者：妊婦 内容：随時窓口で保健師・看護師が手帳交付を行い、手帳の有効なる利用方法や妊産婦・乳幼児一般健康診査の受診勧奨等の説明や保健相談・指導を行う。又、保健師や町が行う各種母子保健事業を周知徹底させるための広報を行う。また、虐待予防・疾病予防子育て支援のための早期の関わりのきっかけとなるよう問診による妊婦相談を同時に行なっている。</p> <p>名称：視力・聴力精密健診 対象者：3歳6か月児健診で視力、聴力の精密健診が必要と認められた幼児 内容：予診・聴覚診察・視力診察・保健指導 視力・聴覚精密健診の結果、診断確定のためにより一層精密な診断を行う必要があると認められた者に対し、精密健査受診票を交付し、専門の機関において健診を行う。</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：乳幼児アレルギー・ぜん息予防事業  対象者：4 か月児健康診査及び3 歳児健康診査対象者  内容：1 次健診...4 か月児健康診査及び3 歳児健康診査受診者に問診を行い、アレルギー素因者(ハイリスク者)を抽出し2 次健診への参加勧奨する。  2 次健診...ハイリスク者に対して、月に1 回「アレルギー・ぜん息予防教室」を開催し、対象者に、アレルギー・ぜん息発症予防のための医師・環境衛生指導員等による集団指導、必要に応じて診察または血液検査を行う。また、医師・保健師・栄養士・環境衛生指導員等による個別指導を行う。</p> <p>名 称：未熟児養育医療給付事業  対象者：身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1 歳未満)で医師が入院養育を必要と認めた乳児  内 容：身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1 歳未満)で医師が入院養育を必要と認めた乳児の医療費の自己負担分を公費負担する。</p>			<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：妊婦健康診査  対象者：原則として妊娠 6 か月までの者。ただし、超音波健診については妊娠後期に至っている者で出産予定日において 35 歳以上の者。  内 容：【健診の種類】  健診は、一般健診と超音波健診の 2 種類とする。  【健診の内容】  (1) 一般健診  診察、尿検査、血圧検査、血色素検査、血液型検査、梅毒検査、HBs 抗原検査、保健指導  (2) 超音波健診 H14 年度 受診者数 587 人  超音波検査、保健指導  【委託先】  大阪府医師会及び府内国公立医療機関  ・一般健診 7,660 円/人  ・超音波健診 5,500 円/人</p> <p>名 称：妊産婦訪問指導  対象者：本市が、身体的条件又は生活環境等の理由により訪問指導を必要と認めた市内在住の妊産婦。  内 容：母子健康手帳交付、健康診査等を通じて訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う。</p>		<p>名 称：妊婦一般健康診査  対象者：町住民の妊婦  内 容：  【健診内容】  問診 診察 尿検査 血液検査 (血色素、HBs 抗原、必要な人にも血液型・梅毒) 保健指導  【委託先】 大阪府医師会及び府内国公立医療機関  委託料 7,660 円/人</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)	
調整の内容	堺市の例に合わせる。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：離乳食講習会  対象者：市内在住の4か月児健康診査受診児およびその保護者、希望者  内容：4か月児健康診査時に併設して実施。離乳食の進め方などの講義と調理実演、試食を行う。</p> <p>名 称：パパの育児教室  対象者：妊婦と夫、婚約中の方。  内 容：子育てに関する講演、映画の上映、沐浴体験、子育て体験、チャイルドシート着脱練習、育児ビデオ貸し出しを行う。  年間6回、土曜日又は日曜日に堺市総合福祉会館、保健センター等で開催。</p> <p>名 称：妊婦歯科相談  対象者：妊婦教室参加者の中から歯科検診を希望する者、妊婦教室には参加していないが、検診を希望する者（広報さかいで周知）  内 容：* 歯科検診内容は以下のとおり  硬組織のチェック（う蝕検査）  歯周病の検査  歯の汚れ度チェック  歯垢染色と歯みがき指導</p>		<p>名称：離乳食講習会  対象者：町内在住の4か月児健康診査受診児の保護者  内容：離乳食についての正しい知識を提供する事により今後の食習慣を望ましいものにする。  4か月児健康診査時に併設して実施。初期・中期・後期の試食をしている。</p> <p>名 称：妊婦歯科相談(妊婦教室)  対象者：妊婦教室に参加した妊婦  内 容：歯科医師の講義・歯科健診・ビデオ鑑賞、歯科衛生士のブラッシング指導。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (母子保健事業)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：全大阪よい歯のコンクール                  対象者：前年度の3歳児健康診査受診の中で、よい歯を持つ親子                  内容：大阪府、大阪市、東大阪市、(社)大阪府歯科医師会との共催事業。                  前年度の3歳児健康診査受診の中で、よい歯を持つ親子を選抜表彰して地区(堺市)、大阪府、全国審査を実施。</p> <p>名 称：歯の健康相談・健康展                  対象者：堺市民                  内 容：毎年6月、11月の2回実施。                  歯のスマイル館フェア/歯ッピー健康フェア                  *実施場所                  堺市口腔保健センター                  *内容                  歯科相談、ふっ素塗布、歯みがき指導、人形劇、クイズ大会等</p> <p>名 称：乳幼児訪問指導                  対象者：主に乳幼児健康診査対象児のうち未受診児や経過観察等の必要のある乳幼児。                  内 容：育児環境の把握、育児指導は、育児不安の軽減を図り、適切な育児が行えることを目的とし、乳幼児健診時及び親からの相談等から訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う。</p>		<p>名 称：乳幼児訪問指導事業                  対象者：主に乳幼児健康診査対象児のうち未受診児や発達上及び育児上(育児不安・虐待予防)指導。                  内 容：育児環境の把握、育児指導は、育児不安の軽減を図り、適切な育児が行えることを目的とし、乳幼児健診時及び親からの相談等から訪問指導を必要とする者を把握し、保健師による訪問指導を行う</p>	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	



堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係(その他)	
調整の内容	原則として、堺市制度に統一するが、関係団体との調整が必要なものは合併後に調整することとする。			
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
堺 市		美 原 町		
<p>名称：健康づくり推進事業                  内容： 啓発用ビデオの貸出                  啓発用歩数計貸出                  ウォーキングマップ等作成配布                  各保健センターまつり</p> <p>名称：健康づくりウォーク事業                  内容：(平成15年度事業内容)                  ・百舌鳥野ウォーク                  仁徳陵周回コースを歩く。血圧測定、体脂肪測定、健康相談を行う。</p> <p>・熊野古道ウォーク                  友好都市でもある本宮町の熊野古道を歩く。</p> <p>名称：健康づくりイベント事業                  内容：堺まつり、市民オリンピック、農業祭等に参加し各種健康づくりに関する情報の提供、血圧測定、体脂肪測定、健康相談を行う。</p>		<p>名称：健康づくり推進事業                  内容：老人母子保健事業及び予防接種事業の年間予定表を作成して、毎年度初めに配布する。</p> <p>名称：健康展                  内容：平成元年から2年毎に「健康」をテーマとして、地域の各種専門職等の団体がコーナーづくりを行っている。健康展の実施主催は、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会と美原町。協力団体は29団体。</p>		<p>堺市の例に合わせて実施するが、当面は美原町の制度を存続する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p> <p>当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係(その他)
調整の内容	堺市の例に合わせる		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市規格葬儀に関する業務                  内容：葬儀を行う際の一つの目安として規格葬儀の制度を設けている。                  堺市立斎場用規格葬儀                      基本料金 60万円・40万円の2種類</p> <p>自宅及び集会所用規格葬儀                      基本料金 50万円・30万円の2種類</p> <p>規格葬儀取扱店指定業者 23社</p>		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係 (その他)
調整の内容	当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名 称：美原町母子保健サービス推進連絡調整会議                  目 的：町内に住む乳幼児・児童が健やかに育っていくために適切で必要とする保健・福祉サービスの提供をすすめ、保健・福祉・医療・教育等にかかる各種サービスを総合的に調整、推進し地域の子育てサービスに寄与する。</p> <p>名 称：歯科保健推進連絡協議会                  目 的：管内における生涯を通じた歯科保健推進のための連絡協議を行い、事業の推進ならびに事業の評価をもとに事業の改善を図ることにより、地域住民の口腔保健状態の向上を図り、生涯を通じた歯科保健対策の推進を図る。</p>		当面は美原町の制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	ラブホテル建築等規制事業
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市ラブホテル建築等規制事業                  内容：                  ラブホテル建築にかかる立地規制。</p> <p>既存ラブホテルについても屋外広告物等の規制。</p> <p>堺市旅館・ホテル建築届出書が提出された時、建築物がラブホテルであるかどうかの判定に関することを審議するために堺市ラブホテル建築等調整委員会を開く。                  (随時開催)</p>		<p>名称：美原町ラブホテル建築規制事業                  内容：町内において、旅館又はホテルを建築しようとするものは、「旅館・ホテル建築計画届出書」を提出、それが提出されれば、その建築物がラブホテルであるかどうかを審議するため「美原町ラブホテル建築規制審査会」を開催するもの。美原町内においては、ラブホテルの営業を目的とする施設は、建築してはならないもの。</p>	
<p>堺市の例に合わせる。                  美原町が、建築可能区域について、建築を規制するため何らかの対策を検討する。</p>			

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健所（認可等関係）業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<b>【医療対策等関係業務】</b> 医療法、医師法等に基づく主な業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等の免許の申請に係る事務及び従事者届に関する受理業務</li> <li>・病院立入検査業務</li> <li>・病院の開設許可及び届出受理業務</li> <li>・透析診療所、療養病床診療所、有床診療所に対する立入検査業務</li> <li>・診療所、助産所、歯科技工所、施術所の許可及び届出受理業務</li> <li>・死体解剖許可及び解剖資格認定申請の受理業務</li> <li>・衛生検査所の登録及び立入検査業務</li> <li>・介護老人保健施設に対する実地指導業務</li> </ul>			堺市の例に合わせる。
<b>【感染症予防対策関係業務】</b> 感染症の予防及び感染患者の対する医療に関する法律に基づく主な業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の患者への医療及患者の接触者の健康診断等</li> </ul>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健所（認可等関係）業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p><b>【食品衛生関係業務】</b>          食品衛生法に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法に基づく施設の営業許可業務</li> <li>・食品事故等の調査業務</li> <li>・食品事故等の防止業務</li> <li>・大阪府ふぐ販売業者等の規制に関する条例に基づく業務</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく業務</li> <li>・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に関する業務</li> <li>・食品衛生情報等普及啓発業務</li> </ul> <p><b>【環境衛生関係業務】</b>          理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、浄化槽法、薬事法、墓地埋葬に関する法律などに基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地等許認可及び監視指導業務</li> <li>・薬務許認可及び監視指導業務</li> <li>・環境衛生関係営業施設監視指導業務</li> <li>・家庭用品衛生監視業務</li> <li>・特定建築物、水道、浄化槽監視指導業務</li> </ul> <p><b>【動物愛護関係業務】</b>          動物の愛護及び管理に関する法律に基づく主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護及び管理に関する業務</li> </ul>			
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	救急医療対策事業
調整の内容	堺市の例に合わせるものの外は当面それぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：堺市救急医療事業団運営事業            内容：休日・夜間等における宿院、泉北急病診療センター等の運営のための費用負担            宿院、泉北急病診療センターでの内科、小児科診療事業、口腔保健センターでの歯科診療事業など            平日(21時～24時) 土曜日(18時～24時)            日曜、祝日(10時～24時)等            運営：財団法人</p> <p>名称：小児救急医療対策事業            内容：            急病診療センターの診療事業(再掲)            日曜、祝日(10時～18時)等 2か所(定点)            365日毎夜間21時～24時 1か所(定点)            2次救急医療体制            市内4病院で二次救急医療体制</p> <p>名称：二次等救急医療対策事業            内容：大阪府保健医療計画に基づく堺市二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため本市の区域内の病院等に対する補助と高度な医療を提供できる三次救急医療機関に対する補助事業            病院群輪番制病院運営事業 21病院            救命救急センター運営事業 1病院</p>	<p>名称：狭山・美原医療保健センター運営事業            内容：狭山・美原医療保健センター運営ための費用負担            狭山・美原医療保健センターでの内科、小児科診療事業            日曜・祝日(午前10時～11時30分、午後1時～4時30分)等            運営：一部事務組合</p> <p>名称：小児救急医療対策事業            内容：            月曜日から金曜日の午後8時～翌日午前8時            大阪狭山市と共同で両市町内5病院の輪番制で1次診療を実施            町外1病院で二次後送救急医療体制</p> <p>名称：二次救急医療対策事業            内容：大阪府保健医療計画に基づく南河内二次医療圏における救急傷病者の医療を確保し、二次医療圏の救急体制の整備を図るため休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため南河内医療圏内の病院等に対する補助金を交付するため南河内医療圏内10市町村がその費用を負担する事業            病院群輪番制病院運営事業 21病院            小児救急医療支援事業 2病院</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	予防接種事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：予防接種事業</p> <p>内容：</p> <p>定期予防接種</p> <p>    集団接種    ポリオ</p> <p>    個別接種    三種（二種）混合、麻しん、風しん、日本脳炎（以上通年実施）、インフルエンザ（冬期）</p> <p>実施場所</p> <p>    集団接種    保健センター</p> <p>    個別接種    市内医療機関等</p> <p>                    インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施</p> <p>自己負担金</p> <p>    インフルエンザ予防接種以外は無料</p> <p>    インフルエンザ予防接種は自己負担金 1,000 円</p> <p>    ただし生活保護世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者は申請すれば無料</p>		<p>名称：予防接種事業</p> <p>内容：</p> <p>定期予防接種</p> <p>    集団接種    ポリオ・三種（二種）混合・風しん・日本脳炎</p> <p>    個別接種    麻しん（通年）・インフルエンザ（冬期）</p> <p>実施場所</p> <p>    集団接種    健康推進センター、小・中学校</p> <p>    個別接種    町内医療機関等</p> <p>                    インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施</p> <p>自己負担金</p> <p>    インフルエンザ予防接種以外は無料</p> <p>    インフルエンザ予防接種は自己負担金 1,000 円</p> <p>    ただし生活保護世帯に属する者は申請すれば無料</p>	
調整の具体的内容			
当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。			



## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	結核予防関連事業
調整の内容	堺市の例に合わせるもの外は当面それぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況			
堺 市		美 原 町	
<p>名称：市民検診事業 対象者：15歳以上の市民 内容：X線間接撮影 肺がん検診と合わせ市民検診事業として実施</p> <p>名称：乳幼児ツ反・BCG接種事業 内容：生後4ヶ月健診時にツベルクリン反応検査及BCG予防接種を行う。 接種方法：集団</p> <p>名称：結核定期健康診断補助事業 内容：健康診断及び予防接種について、対象経費に対して補助金を支給する事業</p> <p>名称：患者管理検診事業 内容：結核患者に対して保健センター又は契約医療機関にて胸部エックス線検診等を行う。</p> <p>名称：患者家族及び接触者等検診事業 内容：患者家族及び接触者に対して保健センター及び契約医療機関にて胸部エックス線検査等を行う。</p> <p>名称：結核ハイリスク者検診事業（特対） 内容：行路者等のハイリスク者に対して市内の公園・河川敷等で検診車による胸部エックス線検診等を行う。</p>		<p>名称：結核検診 対象者：15歳以上の町民 内容：X線間接撮影 住民基本健診と併せ実施</p> <p>名称：乳幼児ツ反・BCG接種事業 内容：2か月に1回ツベルクリン反応検査及BCG予防接種を行う。 接種方法：集団</p>	
調 整 の 具 体 的 内 容			
		当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	
		当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	
		堺市の例に合わせる。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (保健・衛生関係)	関係項目	結核予防関連事業
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名称：結核定期病状調査事業（特対） 内容：保健所及び保健センター所において医療機関等へ結核患者の病状把握のために定期病状調査を行う。  名称：結核予防週間街頭検診事業（特対） 内容：全国的に実施される結核予防週間にあわせて、市内の街頭において胸部エックス線検査を行う。			堺市の例に合わせる。  堺市の例に合わせる。